

# 税務ポイント

## (会社の税務 よろず相談室<sup>(60)</sup>)消費税 その24 インボイス制度導入による 影響について

**Q.** 令和5年10月より消費税の「インボイス制度」が実施される予定になっています。発行事業者としての登録申請が今年の10月から始まりますが、あらためてインボイス制度の内容と業務への影響を教えてください（平成31年3月号で取り上げたテーマですが、登録申請が間近になってきたことから再度取り上げます）

※松本法人会といたしましては、コロナ禍により多大な影響を受けている小規模事業者に配慮して現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持することを税制改正に関する提言として対応しています。

### A. 1. インボイス制度の概要

#### (1) 現行制度「区分記載請求書等保存方式」のおさらい

消費税法上、消費税の算出において、控除する仕入税額については、取引先が発行した請求書等の客観的な証拠書類保存と会計帳簿への記帳が控除の要件とされています。この経理方法を「請求書等保存方式」といいます。

現行の請求書等保存方式は、「区分記載請求書等保存方式」と呼ばれるもので、2019年10月の消費税率の引き上げと軽減税率の導入にあわせ、従来の請求書等保存方式に一部変更を加えて導入されました。具体的には、請求書類と帳簿それぞれに、従来の請求書等保存方式で求められていた記載事項に加え、軽減税率対象品目についてはその旨及び税率ごとの取引金額の合計の記載が求められるようになっていきます。

#### (2) 適格請求書（インボイス）とは

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

#### (3) インボイス制度とは

##### ① 売手側

売手である登録事業者は、買手である取引相手（課税事業者）から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません（また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります）。

##### ② 買手側

買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手（売手）である登録事業者から交付を受けたインボイスの保存等が必要となります。

買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、

一定の事項（インボイスに記載が必要な事項）が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。

### 2. 経理部門で対応すべきこと

#### (1) 「適格請求書発行事業者」としての登録

制度導入に先立ち「適格請求書発行事業者」としての登録を行う必要があります。消費税法上は基準期間の課税売上が1,000万円を超えた場合はもちろん、免税事業者（基準期間の課税売上が1,000万円以下）が課税事業者を選択した場合も課税事業者となりますが、それをもって自動的に適格請求書発行事業者として登録されるわけではありません。別途登録手続きが必要となります。登録申請は、納税地を所管する税務署へ行きます。令和5年10月のインボイス制度導入と同時に制度に対応するのであれば、原則として令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

登録を受けると、「氏名又は名称」「登録番号」「登録年月日」「本店又は主たる事務所の所在地」が国税庁ホームページで公表されます。これにより、自社の情報が公開されるとともに、取引先が登録済みであるか否かを調べることが可能になります。

#### (2) 請求書のフォーマット変更と業務の複雑化に備える

制度導入に伴い、請求書に記載する項目が増えるため、フォーマットの変更や、請求書発行をシステムに依存している場合には設定の変更やバージョンアップが必要となるケースもあります。

### 3. 免税事業者が適格請求書発行事業者になるには

免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。

ただし、免税事業者が令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

したがって、この経過措置の適用を受けることとなる場合は、登録日から課税事業者となりますので、登録を受けるに当たり、課税選択届出書を提出する必要はありません。

(注)この経過措置の適用を受けない課税期間に登録を受ける場合については、原則どおり、課税選択届出書を提出し、課税事業者となる必要があります。

なお、免税事業者が課税事業者となることを選択した課税期間の初日から登録を受けようとする場合は、その課税期間の初日の前日から起算して1月前の日までに、登録申請書を提出しなければなりません。

※「インボイス制度」の基本的な内容については国税庁HPに掲載されている[リーフレット]・[パンフレット]・[Q & A]等々をご覧ください。

(税制委員会: 忠地祐一、杉山良一、宮澤潤司 グループ稿)  
(監修: 関東信越税理士会 松本支部)